

審 査 基 準

令和 7 年 8 月 4 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第95条の2第3項
処 分 の 概 要：特定免許情報の記録
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第95条の2第1項及び第5項（特定免許情報の記録等） 道路交通法施行規則第21条の2（特定免許情報の記録の申請）、 第21条の4（特定免許情報の記録）、第21条の6（免許証の交付を受けようとする際に行う特定免許情報の記録の申請）、第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の2（他の種類の免許に係る免許証の交付に伴う特定免許情報の記録）
審 査 基 準：（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：○ 神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課に申請した場合は、申請の当日中 ○ 警察署に申請した場合は20日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：申請書は、神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課又は、次の区分に応じた警察署に提出してください。 1 免許証の更新を申請する場合は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署及び違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方は横浜市内の警察署を除く。） ただし、免許情報記録の更新又は免許証の更新と同時に特定免許情報の記録の申請を行う場合で、一般運転者講習（政令第43条第1項の表講習手数料の項に規定するオンライン講習を受講した者を除く。）、違反運転者講習、初回運転者講習に該当する方を除く。 2 免許証の更新を申請しない場合は、神奈川県内の警察署（横浜水上警察署を除く。）
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部交通部運転免許本部運転免許課免許申請係 （電話 045-365-3111 内線 253）
備 考：